

承認第5号

瑞穂市立小中学校学習用タブレット端末等貸与規程の制定についての  
専決処分について

瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分し、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。

令和3年11月22日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市立小中学校に在籍する児童生徒への学習用タブレット端末等の貸与に関し、必要な事項を定めるため瑞穂市立小中学校学習用タブレット端末等貸与規程の制定を行うもの。

瑞穂市教育委員会告示第23号

瑞穂市立小中学校学習者用タブレット端末等貸与規程を次のように定める。

令和3年11月2日

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博



## 瑞穂市立小中学校学習者用タブレット端末等貸与規程

(趣旨)

第1条 この告示は、瑞穂市立小中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童生徒への学習者用タブレット端末等の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「学習者用タブレット端末」とは、学校及び家庭での学習活動に必要な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたタブレット型情報端末をいう。

(貸与物品)

第3条 この告示により貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 学習者用タブレット端末本体及びその附属品（以下「タブレット」という。）
- (2) 学習者用タブレット端末をインターネットに接続するための機器（以下「モバイルルーター」という。）

(貸与対象者)

第4条 貸与物品の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる貸与物品の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) タブレット 学校に在籍する児童生徒
- (2) モバイルルーター 家庭内にインターネットに接続するための通信環境が整っていない学校に在籍する児童生徒の世帯で貸与を希望する保護者  
(管理)

第5条 学校の長（以下「校長」という。）は、貸与状況を常に明らかにするために瑞穂市立小中学校学習者用タブレット端末等貸与管理台帳（様式第1号）を備え、年に1回、貸与物品の所在を確認の上、これに記載するものとする。

2 校長は、貸与状況に変更を生じたときは、瑞穂市立小中学校学習者用タブレット端末等貸与管理台帳（様式第1号）に記載するとともに、瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

(貸与期間)

第6条 貸与物品の貸与期間は、貸与を決定した日から、貸与物品の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

(1) タブレット 卒業認定日以前で校長が定める日(以下「貸与期間終了日」という。)

(2) モバイルルーター 貸与期間終了日又は貸与を受けた者が第4条第2号に規定する要件に該当しなくなった日のいずれか早い日

(貸与に係る費用)

第7条 貸与物品の貸与に係る費用は、無償とする。ただし、第12条に規定する経費についてはこの限りではない。

(貸与の申請)

第8条 貸与物品の貸与を受けようとする者は、瑞穂市立小中学校学習者用タブレット端末等貸与に関する同意書(様式第2号)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の同意書の提出を受けた場合は、これを審査し、適当と認めるときは、貸与を決定するものとする。

(貸与物品の変更)

第9条 校長は、必要があると認めるときは、前条第2項の規定により貸与を受けた者(以下「利用者」という。)の貸与物品を変更することができる。

(貸与物品の取扱い)

第10条 利用者は、貸与物品について、善良な管理者として細心の注意を払って管理しなければならない。

2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸与物品を利用者以外の者(利用者を指導する教職員を除く。)に使用させ、又は転貸すること。

(2) 貸与物品を売却し、廃棄し、又は故意に破損すること。

(3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。

(4) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。

(5) 貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。

(6) 貸与物品に校長の許可なくソフトウェア(アプリケーション)をインス

トールすること。

(7) 教育委員会が別に定めるタブレット端末活用ガイドのルール等に反する行為を行うこと。

(8) その他タブレットの貸与の目的に反すること。

3 利用者は、教育委員会又は校長から貸与物品の管理運用に当たり必要な指示があったときは、その指示に従わなければならない。

(遵守事項)

第11条 前条の規定によるもののほか、利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸与物品を用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行うこと。

(2) 必要に応じて、教育委員会又は校長が貸与物品の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することに同意すること。

(充電及びインターネット通信に係る経費)

第12条 利用者は、貸与物品の使用に当たり、次に掲げる経費を負担しなければならない。

(1) 在籍する学校以外の場所における貸与物品の充電に係る経費

(2) 在籍する学校以外で利用するインターネット通信に係る経費（モバイルルーターの貸与を受けた利用者については、モバイルルーターを利用する上で必要となる通信事業者との契約等に係る経費を含む。）

(紛失、盗難又は毀損の届出)

第13条 利用者は、貸与物品の紛失若しくは盗難があったとき、又は貸与物品が毀損したときは、直ちに学校に報告するとともに、貸与物品紛失・盗難・毀損届（様式第3号）を校長に提出しなければならない。

2 前項に規定する場合において、紛失、盗難又は毀損の理由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、利用者がその現品又は対価を弁償しなければならない。

3 校長は、第1項の届出の提出を受けた場合は、教育委員会に報告しなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、貸与物品の使用に当たり、利用者の責めに帰すべき理由により市又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 貸与物品の使用に当たり、利用者の故意又は過失により個人情報等の漏えい等の事故が生じた場合は、市及び教育委員会は、その責任を負わないものとする。

(貸与決定の取消し)

第15条 校長は、第6条に規定する貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 利用者が休学等により校長が定める期間を超えて登校できないとき
- (2) 利用者が貸与された学校に在籍しなくなったとき。
- (3) 利用者が第10条及び第11条の規定に違反したとき。
- (4) 定期一斉点検など貸与物品の管理運用において特別な事情が生じたとき。

(貸与物品の返却)

第16条 利用者は、貸与期間終了日までに貸与物品を返却しなければならない。

2 利用者は、前条の規定により貸与の決定を取り消されたときは、校長が定める日までに貸与物品を返却しなければならない。

3 前2項の場合において、モバイルルーターを利用するために通信事業者と契約した利用者は、解約等を行った上で返却しなければならない。

4 利用者は、貸与物品を返却するときは、学習者用タブレット端末等返却届(様式第4号)を校長に提出しなければならない。

5 利用者は、貸与物品を第1項又は第2項の規定により返却を要する日までに返却せず、校長が再度返却を求めた期日にも返却しないときは、貸与物品の価額を弁償しなければならない。

6 校長は、第1項及び第2項の規定により貸与物品が返却されたときは、第4項の返却届と突合の上、当該貸与物品が正常に作動すること及び毀損箇所がないことを確認するものとする。

(連帯保証)

第17条 利用者の保護者(親権者又は未成年後見人をいう。)は、第12条

から第14条まで及び前条の規定により利用者が負担すべき一切の債務について、当該利用者に連帯して保証しなければならない。

(事務手続の代行)

第18条 貸与物品の貸与に関する事務は、所属職員のうちから校長が指名した者に行わせることができる。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。



(表)

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

瑞穂市立 学校長 様

### 瑞穂市立小中学校学習者用タブレット端末等貸与に関する同意書

瑞穂市立小中学校学習者用タブレット端末等貸与規程第8条の規定により、タブレット端末等を使用したいので、次のとおり申請します。

なお、貸与物品を使用するに当たっては、裏面の誓約事項及び瑞穂市立小中学校学習者用タブレット端末等貸与規程の内容について同意し、遵守します。

貸与申請者 (保護者)	住 所  ふりがな 氏 名  連絡先  利用者との続柄
利用者 (児童生徒)	在籍(予定)校 瑞穂市立 学校 年 組  ふりがな 氏 名
貸与申請物品	タブレット・モバイルルーター (該当するものに○)

※署名は、必ず自署にて行ってください。

.....  
学校確認欄(この欄には記入しないでください。)

貸与	管理台帳記載	貸与物品変更	返却届	返却時の動作確認	貸与物品所在確認

(裏)

### 貸与に係る誓約事項

- 1 利用者は、その貸与を受けたときから貸与物品について、保管、管理などの義務を負うものとする。
- 2 利用者は、貸与物品の使用に当たって次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 貸与物品を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
  - (2) 貸与物品を売却し、廃棄し、又は故意に破損すること。
  - (3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
  - (4) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。
  - (5) 貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。
  - (6) 貸与物品に校長の許可なくソフトウェア（アプリケーション）をインストールすること。
  - (7) 教育委員会が別に定めるタブレット端末活用ガイドのルール等に反する行為を行うこと。
  - (8) その他タブレットの貸与の目的に反すること。
- 3 利用者は、教育委員会又は校長から貸与物品の管理運用に当たり必要な指示があったときは、その指示に従わなければならない。
- 4 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 貸与物品を用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行うこと。
  - (2) 必要に応じて、教育委員会又は校長が貸与物品の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することに同意すること。
- 5 利用者は、貸与物品の使用に当たり、次に掲げる経費を負担しなければならない。
  - (1) 在籍する学校以外の場所における貸与物品の充電に係る経費
  - (2) 在籍する学校以外で利用するインターネット通信に係る経費（モバイルルーターの貸与を受けた利用者については、モバイルルーターを利用する上で必要となる通信事業者との契約等に係る経費を含む。）
- 6 利用者は、貸与物品の紛失若しくは盗難があったとき、又は貸与物品が毀損したときは直ちに学校に報告するとともに、貸与物品紛失・盗難・毀損届を校長に提出し、紛失、盗難又は毀損の理由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、その現品又は対価を弁償しなければならない。
- 7 利用者は、貸与物品の使用に当たり、利用者の責めに帰すべき理由により市又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとし、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、市及び教育委員会は、その責任を負わないものとする。
- 8 その他貸与物品の使用に際して教育委員会及び学校の指示に従うものとする。

様式第3号（第13条関係）

### 貸与物品紛失・盗難・毀損届

区 分	紛 失 ・ 盗 難 ・ 毀 損 （該当するものに○）
対 象	タブレット（本体・付属品 ）・モバイルルーター （該当するものに○）
端末等識別番号	
発 生 年 月 日	年 月 日
理由及びその状況並びに今後の対応（できるだけ詳細に記載してください）	
上記のとおり貸与物品を紛失、盗難、毀損しましたので、瑞穂市小中学校学習者用 タブレット端末等貸与規程第13条の規定により届出します。 年 月 日 瑞穂市立 学校長 様 在 籍 校 瑞穂市立 学校 年 組 利用者氏名 保護者住所 保護者氏名	

※盗難の場合には、警察に届け出たことを証する書面を貼付してください。

様式第4号（第16条関係）

年 月 日

瑞穂市立 学校長 様

### 学習者用タブレット端末等返却届

瑞穂市立小中学校学習者用タブレット端末等貸与規程第8条の規定により、貸与を受けていました物品（附属品を含む。）について、次のとおり作動確認及び毀損等のないことを確認しましたので、同規程第16条の規定により返却します。

タブレット識別番号			
モバイルルーター識別番号			
チェック項目	利用者 チェック欄	学校 チェック欄	
貸与物品は、附属品も含めすべて揃っているか。			
貸与物品に毀損などはないか。			
貸与物品に装飾など行っていないか。			
貸与物品は正常に作動するか。			
貸与物品は正常に充電できるか。			
上記確認年月日	年 月 日		

利用者 在籍校 瑞穂市立 学校 年 組

氏 名

保護者 住 所

氏 名

## 議案第50号

瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会設置要綱の制定について

瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会設置要綱を別紙のとおり定めることについて、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和3年11月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

### 提案理由

瑞穂市子どもの読書活動推進会議の運営に関し、必要な事項を定め効果的に推進するため、瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会設置要綱を制定するもの。

## 瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会設置要綱

### (設置)

第1条 市における子どもの読書活動推進のための施策を総合的に企画、調整し、かつ、効果的に推進するため、瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 専門部会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 子どもの読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 子どもの読書活動の推進に関すること。
- (3) 前2号のほか前条の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第3条 専門部会の委員は、10人以内とし、別表に掲げる子どもの読書活動推進に係る職員で、関係部課長等の承諾を得て選任された者をもって充てる。

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

### (会長等)

第4条 専門部会に会長を置く。

- 2 会長は、教育委員会生涯学習課長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第4条 専門部会は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。

### (庶務)

第5条 専門部会の庶務は、教育委員会生涯学習課において行う。

### (補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

学校教育、幼児教育、保育、子育て、生涯学習（図書館）、その他子どもの  
読書活動推進に係る担当課長又は担当者

## 議案第 5 1 号

瑞穂市地域部活動検討委員会委員の委嘱について

瑞穂市地域部活動検討委員会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 2 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市附属機関設置条例（平成 2 0 年瑞穂市条例第 3 0 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市地域部活動検討委員会委員を委嘱するもの。

## 【瑞穂市地域部活動検討委員会委員名簿】

	氏名	所属等	任期	備考（該当条項）
1	タカハシ コウヘイ 高橋 幸平	朝日大学保健医療学部 健康スポーツ科学科 教授	R3. 12. 2～R5. 3. 31	識見を有する者
2	オクダ ナオミチ 奥田 尚道	瑞穂市文化協会会長	R3. 12. 2～R5. 3. 31	関係団体の代表
3	タケモト ヒロシ 竹本 博	瑞穂市体育協会副会長	R3. 12. 2～R5. 3. 31	関係団体の代表
4	ムラセ キヨコ 村瀬 聖子	瑞穂市スポーツ少年団副本部長 広報普及部長	R3. 12. 2～R5. 3. 31	関係団体の代表
5	コモリ シ マコ 小森 姿磨子	NPO法人Link-upみずほ 事務局長	R3. 12. 2～R5. 3. 31	関係団体の代表
6	タナハシ タツヒコ 棚橋 龍彦	穂積中学校PTA会長	R3. 12. 2～R5. 3. 31	保護者の代表者
7	ツジ マサアリ 辻 正益	穂積北中学校PTA会長	R3. 12. 2～R5. 3. 31	保護者の代表者
8	スズキ ナオミ 鈴木 尚己	巣南中学校PTA会長	R3. 12. 2～R5. 3. 31	保護者の代表者
9	イトウ マサオ 伊藤 雅生	穂積中学校長	R3. 12. 2～R5. 3. 31	中学校の代表者
10	ミヤザキ トモカズ 宮崎 智和	穂積北中学校長	R3. 12. 2～R5. 3. 31	中学校の代表者
11	オガワ ミヅキ 小川 瑞樹	巣南中学校長	R3. 12. 2～R5. 3. 31	中学校の代表者

## 意見聴取

令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）について

令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和3年11月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

## 提案理由

令和3年第4回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

教育委員会分抜粋

令和3年度

# 瑞穂市補正予算書

令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）

令和3年12月定例議会

## 目 次

令和3年度瑞穂市補正予算総括表 .....	1
議案第76号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号） .....	2

## 令和3年度瑞穂市補正予算総括表

(単位：千円)

会 計 区 分		補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 会 計		20,360,226	261,789	20,622,015	
特別会計	国民健康保険事業特別会計	4,577,387	0	4,577,387	
	後期高齢者医療事業特別会計	606,015	0	606,015	
	農業集落排水事業特別会計	25,967	0	25,967	
	小 計	5,209,369	0	5,209,369	
企業会計	水道事業会計	1,017,292	0	1,017,292	
	下水道事業会計	722,938	50,450	773,388	
	小 計	1,740,230	50,450	1,790,680	
合 計		27,309,825	312,239	27,622,064	

## 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）

令和3年度瑞穂市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261,789千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,622,015千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和3年11月30日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により提出するもの。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		6,788,495	101,700	6,890,195
	1市 民 税	3,159,047	79,200	3,238,247
	2固 定 資 産 税	3,182,748	22,000	3,204,748
	3軽 自 動 車 税	145,104	500	145,604
9地 方 特 例 交 付 金		107,107	71,000	178,107
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補てん特別交付金	20,000	71,000	91,000
14国 庫 支 出 金		3,193,805	28,472	3,222,277
	1国 庫 負 担 金	2,222,703	23,710	2,246,413
	2国 庫 補 助 金	960,320	4,762	965,082
15県 支 出 金		1,338,865	24	1,338,889
	1県 負 担 金	779,513	△3,715	775,798
	2県 補 助 金	405,941	4,478	410,419
	3委 託 金	153,411	△739	152,672
16財 産 収 入		6,603	3,268	9,871
	1財 産 運 用 収 入	5,226	85	5,311
	2財 産 売 払 収 入	1,377	3,183	4,560
17寄 附 金		504,097	1,814	505,911
	1寄 附 金	504,097	1,814	505,911

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		1,316,071	△11,345	1,304,726
	2 基金繰入金	1,272,818	△11,345	1,261,473
20 諸収入		637,793	66,856	704,649
	5 雑入	625,646	66,856	692,502
歳入合計		20,360,226	261,789	20,622,015

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,602,367	68,111	3,670,478
	1 総務管理費	3,209,622	68,101	3,277,723
	3 戸籍住民基本台帳費	117,490	450	117,940
	6 監査委員費	20,756	△440	20,316
3 民生費		7,609,207	54,923	7,664,130
	1 社会福祉費	3,921,852	41,232	3,963,084
	2 児童福祉費	3,187,914	12,149	3,200,063
	3 生活保護費	499,259	1,542	500,801
4 衛生費		1,986,071	27,559	2,013,630
	1 保健衛生費	973,835	27,559	1,001,394
6 農林水産業費		166,533	△14,578	151,955
	1 農業費	166,533	△14,578	151,955
7 商工費		167,611	△985	166,626
	1 商工費	167,611	△985	166,626
8 土木費		2,059,841	△16,158	2,043,683
	1 土木管理費	86,507	241	86,748
	2 道路橋りょう費	749,586	△7,500	742,086
	3 河川費	361,380	△3,931	357,449
	4 都市計画費	593,240	△5,068	588,172
	5 下水道費	250,976	100	251,076

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 地籍調査費	9,314	0	9,314
9 消防費		1,004,420	△272	1,004,148
	1 消防費	1,004,420	△272	1,004,148
10 教育費		2,578,965	△17,262	2,561,703
	1 教育総務費	261,835	△4,569	257,266
	2 学校教育費	193,429	△560	192,869
	3 小学校費	326,998	11,253	338,251
	4 中学校費	182,528	△1,752	180,776
	5 幼稚園費	281,462	△13,038	268,424
	6 社会教育費	574,764	△2,789	571,975
	7 保健体育費	757,949	△5,807	752,142
11 公債費		986,363	160,451	1,146,814
	1 公債費	986,363	160,451	1,146,814
歳出	合計	20,360,226	261,789	20,622,015

第2表 繰越明許費補正  
(追加)

款	項	事業名	金額
08 土木費	02 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金((仮称)柳一色歩道橋整備)事業	159,273千円
08 土木費	03 河川費	犀川河川改修事業に伴う市道附帯工委託金	30,200千円
合 計			189,473千円

第3表 債務負担行為補正  
(追加)

事項	期間	限度額
令和4年度市政方針作成事業	令和3年度から令和4年度まで	552千円
瑞穂市コミュニティセンター及び瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンターの施設管理に伴う指定管理	令和4年度から令和6年度まで	225,200千円
中山道大月多目的広場管理業務	令和3年度から令和4年度まで	5,500千円
令和4年度給食センター調理員派遣事業	令和3年度から令和4年度まで	14,168千円

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	6,788,495	101,700	6,890,195
9 地 方 特 例 交 付 金	107,107	71,000	178,107
14 国 庫 支 出 金	3,193,805	28,472	3,222,277
15 県 支 出 金	1,338,865	24	1,338,889
16 財 産 収 入	6,603	3,268	9,871
17 寄 附 金	504,097	1,814	505,911
18 繰 入 金	1,316,071	△11,345	1,304,726
20 諸 収 入	637,793	66,856	704,649
歳 入 合 計	20,360,226	261,789	20,622,015

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	3,602,367	68,111	3,670,478	5,646		△646	63,111
3 民生費	7,609,207	54,923	7,664,130	25,407			29,516
4 衛生費	1,986,071	27,559	2,013,630	24,896		2,430	233
6 農林水産業費	166,533	△14,578	151,955	△13,658		216	△1,136
7 商工費	167,611	△985	166,626	△955		△1	△29
8 土木費	2,059,841	△16,158	2,043,683	△3,015			△13,143
9 消防費	1,004,420	△272	1,004,148	△935		1,714	△1,051
10 教育費	2,578,965	△17,262	2,561,703	△8,890		△13,390	5,018
11 公債費	986,363	160,451	1,146,814				160,451
歳出合計	20,360,226	261,789	20,622,015	28,496		△9,677	242,970

## (款) 9 地方特例交付金

## (項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	20,000	71,000	91,000	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	71,000	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金
計	20,000	71,000	91,000			

## (款) 14 国庫支出金

## (項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	1,978,826	544	1,979,370	3 児童福祉費負担金	544	母子生活支援施設措置費負担金
2 衛生費国庫負担金	243,877	23,166	267,043	1 保健衛生費負担金	23,166	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金
計	2,222,703	23,710	2,246,413			

## (款) 14 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	228,576	9,360	237,936	2 児童福祉費補助金	3,121	母子家庭等対策総合支援事業補助金 397 子ども・子育て支援交付金 2,680 子ども・子育て支援事業費補助金 1,887 ひとり親家庭等生活支援事業費等補助金 △ 1,843
				4 老人福祉費補助金	6,239	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

(款) 14 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費国庫補助金	270,909	1,546	272,455	1 保健衛生費補助金	1,546	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 費国庫補助金 391 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,155
4 土木費国庫補助金	107,916	△1,050	106,866	2 都市計画費補助金	△1,050	ブロック塀等撤去工事費補助金
5 教育費国庫補助金	85,766	△5,094	80,672	3 幼稚園費補助金	△5,094	子育てのための施設等利用給付交付金
計	960,320	4,762	965,082			

(款) 15 県支出金  
(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	734,817	272	735,089	3 児童福祉費負担金	272	母子生活支援施設措置費県負担金
3 土木費県負担金	5,250	△1,440	3,810	1 地籍調査費負担金	△1,440	地籍調査費県負担金
4 教育費県負担金	36,532	△2,547	33,985	1 幼稚園費県負担金	△2,547	子育てのための施設等利用給付交付金県費負担 金
計	779,513	△3,715	775,798			

(款) 15 県支出金  
(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 総務費県補助金	4,143	1,400	5,543	1 総務管理費補助金	1,400	岐阜県清流の国ぎふ推進補助金	
2 民生費県補助金	264,193	17,012	281,205	1 社会福祉費補助金	180	身体障害者福祉費県補助金	
				3 福祉医療費補助金	16,063	福祉医療費県補助金 乳幼児等	12,056
						福祉医療費県補助金 母子等	3,914
				福祉医療費県補助金 父子	93		

(款) 15 県支出金  
(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				4 児童福祉費補助金	769	岐阜県児童福祉等対策事業補助金 △1,074 ひとり親家庭等生活支援事業費等県補助金 1,843
4 農林水産業費県補助金	76,666	△13,658	63,008	1 農業費補助金	△13,658	水田フル活用推進事務費県補助金 △72 元気な農業産地構造改革支援事業県補助金 △8,485 農業次世代人材投資事業費県補助金 △1,672 多面的機能支払交付金事業県補助金 △3,409 スマート農業技術導入支援事業県補助金 △20
5 土木費県補助金	2,804	△525	2,279	2 都市計画費補助金	△525	ブロック塀等撤去工事費県補助金
7 教育費県補助金	8,774	249	9,023	1 学校教育総務費補助金	249	学校保健特別対策事業県補助金
計	405,941	4,478	410,419			

(款) 15 県支出金  
(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 教育費委託金	1,902	△739	1,163	1 学校教育総務費委託金	△739	清流の国ぎふふるさと魅力体験事業費県委託金
計	153,411	△739	152,672			

(款) 16 財産収入  
(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 利子及び配当金	2,839	85	2,924	1 利子及び配当金	85	公共施設整備基金預金利子 6 ふるさと応援基金預金利子 55 下水道事業対策基金預金利子 8

## (款) 18 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 公共施設整備基金繰入金	606,400	△7,500	598,900	1 公共施設整備基金繰入金	△7,500	公共施設整備基金繰入金
3 ふるさと応援基金繰入金	175,012	△3,845	171,167	1 ふるさと応援基金繰入金	△3,845	ふるさと応援基金繰入金
計	1,272,818	△11,345	1,261,473			

## (款) 20 諸収入

## (項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
4 過年度収入	1,375	48,792	50,167	1 前年度収入	48,792	前年度収入	
5 雑入	624,268	18,064	642,332	2 総務費雑入	△270	岐阜県市町村振興協会助成金	
				3 民生費雑入	21,478	介護給付費負担金精算金(広域連合)	16,780
						地域支援事業費負担金精算金(広域連合)	4,573
						低所得者保険料軽減費負担金精算金(広域連合)	125
				4 衛生費雑入	2,430	新型コロナウイルス接種事業費	
5 農林水産業費雑入	216	機構集積協力金返還金(過年度)					
9 教育費雑入	△5,790	社会教育講座受講料	△33				
		体育行事参加者負担金	△280				
		中学校給食費負担金	△1,989				
		小学校給食費負担金	△1,469				
		幼稚園給食費負担金	△1,111				
		試食分等給食費負担金	△768				
		保育士等給食費負担金	△1,476				
給食費過年度未収金	1,336						
計	625,646	66,856	692,502				
合計	20,360,226	261,789	20,622,015				

3 歳出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 児童福祉総務費	449,928	1,727	451,655	816			911	19 扶助費	1,089	扶助費 母子生活支援施設措置費 1,089
								22 償還金、利子及び割引料	638	償還金
2 児童手当費	1,060,319	1,907	1,062,226	1,887			20	11 役務費	446	通信運搬費
								12 委託料	1,441	業務委託料 システム改修委託料 1,139 行政事務委託料 アウトソーシング 302
								22 償還金、利子及び割引料	20	償還金
3 ひとり親福祉費	12,211	913	13,124	397			516	19 扶助費	530	扶助費 高等職業訓練促進給付金 530
								22 償還金、利子及び割引料	383	償還金
4 保育所費	1,665,456	7,602	1,673,058				7,602	8 旅費	528	会計年度任用職員通勤手当相当
								10 需用費	2,241	修繕料
								12 委託料	△100	業務委託料 廃棄物収集委託料 △100
								17 備品購入費	134	庁用器具費
								22 償還金、利子及び割引料	4,799	償還金
計	3,187,914	12,149	3,200,063	3,100			9,049			

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 教育委員会費	2,133	△370	1,763				△370	9 交際費	△370	教育長交際費
2 事務局費	212,003	△610	211,393				△610	4 共済費	50	地方公務員共済組合負担金
								12 委託料	△660	管理委託料 パソコン保守管理委託料
3 A L T 事業費	47,699	△3,589	44,110				△3,589	12 委託料	△3,589	業務委託料 外国語指導助手派遣事業委託料
計	261,835	△4,569	257,266				△4,569			

## (款) 10 教育費

## (項) 2 学校教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 学校教育総務費	193,429	△560	192,869	△473			△87	11 役務費	△17	保険料	
								13 使用料及び賃借料	△809	使用料 借上料	△71 △738
								18 負担金、補助及び交付金	266	補助金 就学・就園緊急支援補助金	266
計	193,429	△560	192,869	△473			△87				

## (款) 10 教育費

## (項) 3 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 学校管理費	283,768	7,379	291,147	162			7,217	1 報酬	63	会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員報酬	
								10 需用費	△225	消耗品費等 光熱水費	325 △550
								12 委託料	△501	管理委託料 パソコン保守管理委託料	△501
								17 備品購入費	8,042	庁用器具費 機械器具費	7,558 484

(款) 10 教育費  
(項) 3 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
2 教育振興費	43,230	3,874	47,104				3,874	10 需用費	138	修繕料
								14 工事請負費	1,980	工事請負費
								17 備品購入費	1,756	機械器具費
計	326,998	11,253	338,251	162			11,091			

(款) 10 教育費  
(項) 4 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 学校管理費	143,362	△4,938	138,424	87		△7,500	2,475	1 報酬	27	会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員報酬	
								7 報償費	△919	報償費	
								10 需用費	625	消耗品費等 光熱水費 修繕料	175 10 440
								12 委託料	△985	管理委託料 パソコン保守管理委託料 設計委託料 設計監理委託料	 △215  △770
								14 工事請負費	△6,530	工事請負費	
								17 備品購入費	2,844	庁用器具費 機械器具費	2,791 53
								2 教育振興費	39,166	3,186	42,352
計	182,528	△1,752	180,776	87		△7,500	5,661				

## (款) 10 教育費

## (項) 5 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 幼稚園管理費	279,184	△13,038	266,146	△7,641			△5,397	1 報酬	△3,277	会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員報酬 △3,277
								3 職員手当等	△665	会計年度任用職員期末手当
								8 旅費	△202	会計年度任用職員通勤手当相当
								10 需用費	△250	光熱水費
								18 負担金、補助及び交付金	△8,644	負担金 私立幼稚園就園奨励費負担金(保育料) △1,884 私立幼稚園就園奨励費負担金(預かり保育) △6,760
計	281,462	△13,038	268,424	△7,641			△5,397			

## (款) 10 教育費

## (項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 社会教育総務費	88,130	530	88,660				530	3 職員手当等	530	時間外勤務手当
2 生涯学習振興費	54,625	△3,000	51,625			△100	△2,900	12 委託料	△3,000	業務委託料 生涯学習センター自主事業委託料 △3,000
3 文化財保護費	12,628	90	12,718				90	12 委託料	90	業務委託料 市史執筆業務委託料 90
4 公民館費	183,059	△286	182,773	△286				17 備品購入費	△286	庁用器具費
5 図書館費	121,573	20	121,593	△286			306	10 需用費	306	修繕料
								17 備品購入費	△286	庁用器具費
6 総合センター費	114,749	△143	114,606	△143				17 備品購入費	△143	庁用器具費
計	574,764	△2,789	571,975	△715		△100	△1,974			

(款) 10 教育費  
(項) 7 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 保健体育総務費	16,885	△289	16,596				△289	8 旅費	△299	費用弁償 普通旅費	△184 △115
								18 負担金、補助及び交付金	10	負担金 スポーツ推進委員研修会負担金	10
2 保健体育振興費	2,051	△1,203	848			△313	△890	12 委託料	△637	業務委託料 トップアスリート育成事業委託料	△637
								13 使用料及び賃借料	△566	使用料 借上料	△60 △506
3 体育施設費	171,795	704	172,499				704	7 報償費	83	報償費	
								10 需用費	631	消耗品費等 印刷製本費 光熱水費	111 424 96
								11 役務費	23	通信運搬費	
								12 委託料	△33	業務委託料 土地鑑定委託料	△33
4 給食センター費	567,218	△5,019	562,199	△310		△5,477	768	10 需用費	△5,019	燃料費 修繕料 賄材料代	△2,197 △310 △2,512
計	757,949	△5,807	752,142	△310		△5,790	293				

(款) 11 公債費  
(項) 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 元金	945,297	160,440	1,105,737				160,440	22 償還金、利子及び割引料	160,440	償還金
3 公債諸費	0	11	11				11	11 役務費	11	手数料
計	986,363	160,451	1,146,814				160,451			
合計	20,360,226	261,789	20,622,015	28,496		△9,677	242,970			

## 意見聴取

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和3年11月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

## 提案理由

令和3年第4回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

議案第●●号

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年11月30日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援  
施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正す  
る内閣府令（令和3年内閣府令第53号）等の施行に伴い、市条例の改正を行  
うもの。

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を  
「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を  
第4章 雑則（第53条）

条）  
に改める。  
」

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給

付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第21号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準（第4条）</p> <p>第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準（第37条）</p> <p>第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第4章 雑則（第53条）</p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準（第4条）</p> <p>第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準（第37条）</p> <p>第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 略</p> <p>2. <u>特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で</u></p>

あつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち又はイに掲げるもの
- ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

方法

- イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3. 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4. 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気

通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5. 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6. 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 略

第38条 略

2. 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(特定教育・保育施設等との連携)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又

は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければなら  
ない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるもの  
において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者につい  
ては、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けて  
いた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3  
歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他  
の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号におい  
て同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満  
3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に  
基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提  
供すること。

2・3 略

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規  
定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定  
により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行う  
に当たつて、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を  
受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その  
他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際  
して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保

は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければなら  
ない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるもの  
において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者につい  
ては、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けて  
いた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3  
歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他  
の小学校就学前子どもに限る。以下この号\_\_\_\_\_におい  
て同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満  
3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に  
基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提  
供すること。

2・3 略

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規  
定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項\_\_\_\_\_の規定による調整を行う  
に当たつて、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を  
受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その  
他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際  
して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保

護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 略

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

6～9 略

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 略

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

6～9 略

2. 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、

特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しよ  
うとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給  
付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内  
容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用す  
るもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・  
保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法によ  
る提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定  
保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつ  
てしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前  
項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による  
同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等

の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

## 意見聴取

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和3年11月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

## 提案理由

令和3年第4回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

議案第●●号

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年11月30日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）等の施行に伴い、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を「第5章  
事業所内保育事業（第42条—第48条）  
雑則（第49条）」に改める。

第6条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加え、「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第22号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第21条）</p> <p>第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 小規模保育事業の区分（第27条）</p> <p>第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）</p> <p>第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）</p> <p>第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）</p> <p>第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）</p> <p>第6章 雑則（第49条）</p> <p>附則 （保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第21条）</p> <p>第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 小規模保育事業の区分（第27条）</p> <p>第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）</p> <p>第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）</p> <p>第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）</p> <p>第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）</p> <p>附則 （保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保</p>

<p>育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号</p>	<p>育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号）において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号）において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号</p>
--	--

の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略  
(職員)

#### 第23条 略

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の

の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項（第2号に該当する場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略  
(職員)

#### 第23条 略

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の

<p>各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>3 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する<u>場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</u></p> <p>(5) 略</p> <p>第6章 雑則</p> <p><u>(電磁的記録)</u></p> <p>第49条 <u>家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によ</u></p>	<p>各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>3 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する<u>場合</u></p> <p>への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) 略</p>
---	---

って認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。